

平成20年6月27日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役 山 岸 孝 行

第62回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第62回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第62期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 2. 第62期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第62期の期末における剰余金の配当は、1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

定款の変更内容は、後記【定款一部変更の内容】のとおりであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり取締役として村上光瑠氏（新任）が選任され、就任いたしました。

なお、村上光瑠氏は社外取締役であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人にあずさ監査法人が選任され、就任いたしました。

第5号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成20年5月8日に開催された当社取締役会の決議をもって導入され、同日より発効した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の有効期間が、平成23年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時まで延長されることとなりました。

【定款一部変更の内容】

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
<p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第29条～第36条 (条文省略) (新設)</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u> 第29条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第30条～第37条 (現行どおり) <u>(監査役の責任免除)</u> 第38条 本会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u> 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第39条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上

配当金のお支払いについて

第62期期末配当金は、同封の「第62期期末配当金領収証」によりお支払いいたしますので、お近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（平成20年6月30日から同年7月29日まで）にお受け取り下さい。

なお、振込先をご指定の方には、「第62期期末配当金計算書」及び「配当金のお振込先について」を同封いたしますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

以 上